

令和元年度第2回大和市消防運営審議会議事録

令和2年2月17日（月）

消防本部3階第一会議室

午後2時00分から

（傍聴者なし）

○審議会委員出席者 石岡会長、井上会長職務代理、久世委員、田井委員、清水委員、
小菅委員、高野委員、足立原委員（計8名）

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 消防長あいさつ

4. 報告

(1) 令和元年度主要事業の実施状況について

※消防総務課長より説明

質 疑

委 員：提示されている経費は4月から12月までの期間なのですか。

消防総務課長：会計年度の経費であるため、今年度（平成31年4月から令和2年3月）
の当初予算額であります。

委 員：年度が終了すれば決算額として確定するのですね。

消防総務課長：お見込みのとおりです。

委 員：大和市予算の総額の何%に相当するのでしょうか。

消防総務課長：支出で見ますと、約3.4%に相当します。（調査後に回答）

委 員：ドローン（無人航空機）（以下「ドローン」という。）を整備されていますが、どこに配備されているのでしょうか。

消防総務課長：本署を含む各署所に配備されており、消防本部の警防でも管理をしています。

委 員：ドローンの耐用年数はどのくらいなのでしょう。

警 防 課 長：耐用年数は一概には申し上げられませんが、ドローンは日進月歩で改良が進んでいるため、3年から4年で更新する考えであります。

委 員：AED（自動体外式除細動器）（以下「AED」という。）の操作は非常に大切だと思います。

コンビニや郵便局などに消防で機器を購入しているのですね。

救急救命課長：大和市では、公共機関やコンビニなどにAEDを設置しておりますが、リース契約によるものです。

委 員：コンビニなどの店舗は独自で購入していると思っていました。
市の予算で整備しているのですね。

消 防 長：AEDは市で整備するものと、事業者様で整備するものに分かれております。

設置事業者様には、AEDの救急ステーションという位置づけをさせていただくことで、緊急時は一般市民の方も使用できるようご協力をいただいております。

施設の入り口等にAEDステーションとステッカーが貼付けられているのをご覧いただけたと思います。

委 員：鉄道の駅などにも設置されていますが、市で整備したものでですか。

救急救命課長：鉄道の駅は事業者さま独自の設置になります。

委 員：AEDを使用した回数や、救急搬送の実績データはありますか。

救急救命課長：令和元年度中、現在まで211名の心肺停止の患者様を救急隊が搬送しております。この内、21名の方にAEDが使用されています。

委 員：大和消防には41名の救急救命士が在籍していると伺いましたが、新型コロナウイルスの流行の兆しが見える状況の中で、どのような対策、対応を取られているのでしょうか。

救急救命課長：救急救命士を含めた救急隊員は全ての出動の際に、標準予防策という措置をとっています。マスクや感染防護服、手袋の着用など感染防止に努めております。

委 員：救急救命士は41名で充足しているのでしょうか。

出動件数が膨大な数なので、心配になります。他自治体よりも人数が少ないのではないのでしょうか。

救急救命課長：市内には救急車が6台配備され、12隊の救急隊が配置されています。現場到着時間、病院収容時間とも全国平均より短い時間となっていますので、現体制で対応は可能であると判断しております。

消 防 長：6台の救急車に対して、救急隊12隊と倍の数になるのは、大和消防が24時間当直2交代制を取っているためです。

総務省の「消防力の基準」では、救急車1台に救急救命士を1名以上配置することが規定されています。

救急隊は現在3名体制をとっておりますので、1名は救急救命士、他2名は通常の救急隊員が搭乗することとなります。

大和消防では、救急救命士を2名搭乗させることが出来る人員配置となっています。

また、市民の皆様からの通報を受ける指令課という部署にも、救急救命士を2名配置しております。

救急出動の件数の多さについて、ご心配をいただきましたが、救急救命課長が申し上げた6台の他、非常用救急車1台があり6台全てが出動した際に運用する方法をとっております。

救急隊の増隊の可否はもちろんのこと、消防本部の人員配置については、常に現状分析を行って適正な体制になるよう留意しております。

委員：市内で高層マンションが多くなっていますが、災害時の管理体制について消防本部での規程や、管理会社と協定締結しているということはあるのでしょうか。

予防課長：一般戸建て住宅は対象となりませんが、防火対象物という位置付けがあり、高層集合住宅等で50名以上の住民がいらっしゃる場合は、管理組合会長の方などに防火管理者の資格を取得いただくとともに、防災計画作成や避難訓練の実施など災害対応の責務を担ってもらうこととなります。

委員：私の住まいの周辺では、ビル関係の火災警報装置の誤作動が非常に多いのです。

そういった誤作動の場合は、消防はどう対応されているのでしょうか。同じ場所で何度もあるので、警報装置が古く機能していないのではと思うのですが。

予防課長：ご発言の装置は自動火災報知設備といわれるもので、水分によって誤作動する場合もあるため、湿気の変化や気候にも影響をされます。

防火対象物に設置した装置は、消防設備点検というものを実施する義務があります。

消防設備士という資格を持った業者さんなどに点検を依頼しなければならないこととなっています。

点検によって不具合が発見されれば、防火管理者の方に修繕実施の判断をしてもらう必要がありますし、消防署員が訪問した際にも点検し、改善の指導を行っております。

(2) 平成31年・令和元年（1月～12月）の災害概要（確定値）について

※管理課長より説明

質疑

委員：コンセントに付着したホコリごみが発火し、火災に至る危険があると言われていますが、大和市内でも、そのような火災が起こる可能性があるのでしょうか。

管理課長：ホコリの付着したコンセントから火災が発生する可能性があるのは事実ですが、市内では当該火災事案はありません。

委員：救急搬送者の掛かり付け病院が市外である場合、診療時間外などですと受入を断られることが多いのでしょうか。

救急救命課長：掛かり付け病院が市外である場合、事前に状態をお伝えして、搬送可能とされれば当該病院に搬送いたします。

消防長：119番に通報いただいた際には、状況を詳しく聴き取りをさせていただいております。持病をお持ちであるのか否か、掛かり付け病院はどこかなどです。

詳細を伺うため時間がかかるのではと思われるかもしれませんが、その間にも救急車は既に出動をしておりますので、ご安心ください。

掛かり付け病院が市外の場合も搬送はいたしますし、重篤な状態と判断すれば、医師が搭乗しているドクターカーを手配いたしますし、状態に応じて、ドクターヘリ（コプター）を呼ぶ場合もあります。

- 委員：救急要請をする場合は、その現場から連絡するのがよいのでしょうか。
- 消防長：固定電話からの救急要請であれば、指令課で地図情報により住所の特定が即時可能です。
- 携帯電話、スマートフォンからですと、現場から通報していただくことによって救急隊の現場到着が迅速にできるということです。

(3) 消防車両等の新規更新整備について

※警防課長より説明

質 疑なし

(4) 大和市少年消防団の概要について

※予防課長より説明

質 疑

委員：とても良い事業だと思いますので、高校生まで参加できたらよいと感じたのですが、いかがお考えでしょうか。

予防課長：少年消防団に所属していた団員で、中学校卒業後に希望した者が、現在高校生の上級指導員として活動しております。

令和元年は、26名の指導員であります。

消防長：委員のご質問は少年消防団のOBではなく、一般の高校生を団員として参加させたらどうかという趣旨ではないですか。

委員：はい。大和消防は採用応募者も多く、女性の方も活躍していますが、他県では採用に苦労していると聞き及んでいます。

少年消防団のような、大和市の色々な取り組みを発信することで、そういった状況を改善することができるのではと思います。

消防長：少年消防団では、前述のとおりOBの高校生が指導員としておりますが、それ以外では、大和東高校などに職員が出向き、救急救命講習を実施するなど個別の対応を行っています。

少年消防団は現在200名を超えておりますので、それ以上ですと個別の指導が行き届かず、訓練時間も確保が出来ず、質が低下したりなど課題も発生してくるかと考えております。

そのため令和2年度は、募集人数を少し抑えるよう計画をしています。委員のご意見は大変貴重ですので、今後の参考にさせていただきたいと思っております。

委員：女子が在籍していても、呼称は少年消防団なのですか。

予 防 課 長：発足当時から、この名称で活動をしております。

委 員：以前、東京で勤めていた際に、災害時のライフラインの断絶を懸念して自治体と協議し井戸を設置してもらった経験があるのですが、現在はそういうことはあるのでしょうか。

消 防 長：市民がお持ちの井戸を災害用井戸として位置づけをさせていただいています。

飲料水に関しては水道管本管直結の100m³の循環式タンクが、市内には11か所あります。合計で1,100m³ですね。

それ以外に、泉の森の最北部に県企業庁水道局の貯水池がありまして、災害時には11,000m³の水の確保が可能です。

また、プールがある学校では、その水を濾過して生活用水としますが、プールの無い学校には、委員のおっしゃるとおり、井戸を設置しました。

(5) 救急救命課事業の報告について

※救急救命課長より説明

質 疑なし

(6) その他

委 員：市民が火災被害にあって、住居が全焼してしまったような場合、住まいの確保について、市の協定などがあるのでしょうか。

指 令 課 長：全焼火災で住居がなくなった場合は、大和市の福祉部で提携をしている、ホテルをあっせんしてもらうなどの対応をとっております。

委 員：自分の火の不始末などが原因で火事になってしまったような場合も、同様の扱いをしてもらえるのでしょうか。

指 令 課 長：出火原因に係らず、対応は同じです。基本的には3日間です。

消 防 長：日本赤十字からは、毛布等の貸与も受けることができます。

委 員：3日間で、次の住居を見つけるのは難しくないですか。

指 令 課 長：その間に、ご親戚の血縁者などをお願いをしていただくようになります。

別 委 員：福祉に携わっているのですが、身寄りのいない被災者には優先的に空き家をあっせんしていますし、高齢の方の場合は特別養護老人ホームなどにご入居されている場合もあります。

委 員：ありがとうございました。

5. 閉会

閉会后、今年度整備した車両3台の内、納車された2台と資機材の見学実施。



会議 風景



車両、資機材見学の様子